

○新潟県中東福祉事務組合職員退職手当支給条例

昭和 40 年 3 月 27 日組合条例第 4 号

改正

昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号

平成 18 年 1 月 1 日組合条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、職員の退職手当の基準を定めることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市職員の退職手当に関する条例(平成 18 年五泉市条例第 50 号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号)

この条例は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 1 月 1 日組合条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。